# 岐阜県医療施設等施設整備費補助金交付要綱

- 医整第949号 平成18年11月30日制定
- 一部改正 医整第375号 平成19年6月15日
- 一部改正 医整第404号 平成20年6月6日
- 一部改正 医整第250号 平成22年6月4日
- 一部改正 医整第765号 平成23年10月27日
- 一部改正 医整第852号 平成24年 9月 4日
- 一部改正 医整第524号 平成25年 7月29日
- 一部改正 医整第478号 平成26年 7月22日
- 一部改正 医整第710号 平成27年10月29日
- 一部改正 医整第347号 平成28年8月 5日
- 一部改正 医整第824号 平成28年12月22日
- 一部改正 医整第621号 平成29年8月3日
- 一部改正 医整第635号 平成29年 8月18日
- 一部改正 医整第615号 平成30年10月15日
- 一部改正 医整第862号 令和元年12月3日
- 一部改正 医整第771号 令和2年10月9日
- 一部改正 医整第1038号 令和3年12月1日
- 一部改正 医整第688号 令和4年10月19日

- 一部改正 医整第581号 令和5年10月25日
- 一部改正 医整第693号 令和6年10月24日
- 一部改正 医整第580号 令和7年11月11日

### 岐阜県医療施設等施設整備費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の職場環境の改善並びに医療従事者の養成力の充実等を図るため、市町村又は病院の開設者等(以下「補助事業者」という。)が行う医療施設等施設整備事業に要する経費又は当該事業に要する経費に対し市町村(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項の一部事務組合を含む。以下同じ。)が補助する場合における当該補助に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則(昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (欠格事由)

- 第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。
- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 役員等(法人にあっては役員及び使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者(営業所の業務を統括する権限を代行しうる地位にある者を含む。)をいう。以下同じ。)を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。)が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体(以下この条において「法人等」という。)
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的 をもって、暴力団又は暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をい う。以下同じ。) を利用している個人又は法人等
- (6)役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7)役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個 人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りなが ら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

## (補助対象事業等)

- 第3条 次の各号に掲げる補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、当該各号 に定めるとおりとする。
- (1)へき地医療拠点病院施設整備費補助金
  - へき地保健医療対策事業について(平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知。以下「へ

き地保健医療対策等実施要綱」という。) に基づき、知事の指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業

(2) へき地診療所施設整備費補助金

へき地保健医療対策等実施要綱に基づき、市町村、日本赤十字社、岐阜県厚生農業協同組合連合会その他知事が適当と認める者が行うへき地診療所(国民健康保険直営診療所を含む。)及び医師住宅等の施設整備事業

(3)休日・夜間急患センター施設整備費補助金

救急医療対策の整備事業について(昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知。以下「救急医療対策事業実施要綱」という。)に基づき、市町村の要請を受けた診療所の開設者が行う休日・夜間急 患センターの施設整備事業

(4)病院群輪番制病院施設整備費補助金

救急医療対策事業実施要綱に基づき、病院の開設者(市町村長を除く。)が行う病院群輪番制病院の 施設整備事業

(5) 救命救急センター施設整備費補助金

救急医療対策事業実施要綱に基づき、知事の要請を受けた病院の開設者(市町村長を除く。) が行う救 命救急センターの施設整備事業

(6) 医療施設近代化施設整備費補助金

医療施設近代化施設整備事業の実施について(平成5年12月15日健政発第786号厚生省健康政策局長通知。以下「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」という。)に基づき、日本赤十字社、岐阜県厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会その他知事が適当と認める者が行う医療施設近代化施設整備事業

(7) 地域災害拠点病院施設整備費補助金

災害医療対策事業等の実施について(平成21年3月30日医政発第033007号厚生労働省医政局長通知。 以下「災害医療対策事業等実施要綱」という。)に基づき、知事の要請を受けた病院の開設者(市町村 長を除く。)が行う地域災害拠点病院の施設整備事業

(8) がん診療施設施設整備費補助金

日本赤十字社、岐阜県厚生農業協同組合連合会その他知事が適当と認める者が行うがんの診断治療を行う病院の施設整備事業

(9) 特殊病室施設整備費補助金

骨髄移植施設等における無菌室の整備について(平成7年6月5日健医発第716号厚生省保健医療局長通知)に基づき、知事の要請を受けた病院の開設者(市町村長を除く。)が行う特殊病室の施設整備事業

(10)院内感染対策施設整備費補助金

院内感染対策事業の実施について(平成21年3月30日医政発第0330009号厚生労働省医政局長通知) に基づき、医療法(昭和23年法律第205号)第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び有床診療所 又は同法第8条の規定に基づき届出をした有床診療所の開設者(市町村(地方独立行政法人を含む。)、 日本赤十字社及び全国厚生農業協同組合連合会を除く。)が行う院内感染対策施設整備事業

(11)治験施設施設整備費補助金

治験推進対策施設整備事業の実施について(平成12年4月3日健政発第464号厚生省健康政策局長 通知)に基づき、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所又は同法第8条の規定に 基づき届出をした診療所の開設者(市町村(地方独立行政法人を含む。)、日本赤十字社及び全国厚生農業協同組合連合会を除く。)が行う治験施設施設整備事業

(12) アスベスト除去等整備費補助金

アスベスト対策事業の実施について(平成18年2月3日医政発第0203005号厚生労働省医政局長通知)に基づき、知事が適当と認める者が行うアスベスト除去等整備事業

(13) 医療施設土砂災害防止施設整備費補助金

災害医療対策事業等実施要綱に基づき、知事が適当と認める者が行う医療施設土砂災害防止施設整 備事業

(14) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備費補助金

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施について(平成26年3月7日医政発0307第3号 厚生労働省医政局長通知)に基づき、知事が適当と認める者が行う有床診療所等スプリンクラー等施 設整備事業

(15) 医療施設等耐震整備費補助金

災害医療対策事業等実施要綱に基づき、知事が適当と認める者が行う医療施設等耐震整備事業のう ち次に掲げる施設に係るもの

- ア 第二次救急医療施設等
- イ 耐震構造指標である Is 値が0.3未満の建物を有する病院
- ウ 看護師等養成所
- エ 地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に基づき知事が作成した5箇年計画 に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設
- (16) 地球温暖化対策施設整備費補助金

地球温暖化対策施設整備事業の実施について(平成21年3月30日医政発第0330008号厚生労働省医 政局長通知)に基づき、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所又は同法第8条の 規定に基づき届出をした診療所の開設者(市町村(地方独立行政法人を含む。)を除く。)が行う地 球温暖化対策施設整備事業

(17) 医療機器管理室施設整備費補助金

医療機器管理室施設整備事業の実施について(平成16年4月1日医政発第0401024号厚生労働省医政局長通知)に基づき、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者(市町村(地方独立行政法人を含む。)を除く。)が行う医療機器管理室施設整備事業

(18) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業費補助金

災害医療対策事業等実施要綱に基づき、知事が適当と認める者が行う非常用自家発電設備及び給水 設備整備事業

- 2 前項各号に掲げる補助金の基準額及び交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)並びに 補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げる費用については、当該補助金の交付の対象にし ないものとする。
- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園に係る工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用(前項第6号に定める事業で介護老人保健施設の新築、増改

築及び改修に要する工事事務費のうち、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等工事施工のため直接必要な事務に要する費用(工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を上限とする。)を除く。)

- (4) 既存建物の買収(前項第2号に定める事業で、既存建物を買収することが建物を新築することよりも 効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。) に要する費用
- (5) その他整備費として適当と認められない費用

(補助金の交付の申請)

- 第4条 補助金交付申請書の様式及びその添付書類は、別記第1号様式のとおりとする。
- 2 補助金交付申請書の提出期限は、別に知事が通知するものとする。
- 3 補助金の交付の申請をする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

- 第5条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、次に掲げる事項とする。
- (1)補助対象事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合においては、あらかじめ 知事の承認を受けること。
- (2) 次に掲げる変更をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。
  - ア 建物の設置場所の変更(設置予定敷地内における設置場所の変更で、建物の機能を著しく変更しない軽微なものを除く。)
  - イ 建物の規模、構造又は用途の変更(建物の機能を著しく変更しない軽微なものを除く。)
- (3)補助対象事業を中止し、又は廃止する場合(事業の一部を中止し、又は廃止する場合を含む。)においては、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (4)補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (5)補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物を、知事の承認を受けて処分する場合においては、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準(平成20年4月17日付け 医政発第0417001号厚生労働省医政局長通知)第4の規定の例により算定した額を県に納付させること があること。
- (6)補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (7)補助対象事業の完了後に、消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合 (仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、その確定額を補助対象事業の完了の日の属する年度の翌々 年度の6月30日までに知事に報告すること。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する 組織の一支部、一支社、一支所等であって自ら消費税等の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税

等の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告をすること。

- (8)補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する金額を県に返還すること。
- (9) この補助金の交付を受けた経費に対し、重複して他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を 受けないこと。
- (10)補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の 相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないこと。
- (11)補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠すること。ただし、補助事業者が市町村の場合は、当該市町村が行う契約手続の取扱いに準拠すること。
- (12) 県から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた額に相当する額を、遅滞なく間接補助事業者に交付すること。
- (13) 間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付けること。
  - ア 第1号から第10号までに掲げる事項。この場合において、これらの規定中「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、「補助対象事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあり、及び「県」とあるのは「補助事業者」とそれぞれ読み替えるものとする。
  - イ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物その他補助事業者が補助金の 交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるものについては、補助金等に係る予算の執 行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大 臣が別に定める期間を経過するまで、補助事業者の承認を受けないで間接補助事業の交付の目的に反 して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
  - ウ 間接補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、間接補助事業の完了の日の 属する年度の翌年度以後5年間保存すること。
  - エ 間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど補助事業者が行う 契約手続の取扱いに準拠すること。
- (14) 前号の規定により付けた条件に基づき補助事業者が承認し、又は指示する場合においては、あらかじめ、知事に協議すること。
- 2 前項第1号から第3号までの知事の承認を受けようとする場合の申請書及び同項第7号の規定により 知事に報告する場合の報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおり とする。
- (1) 前項第1号の承認 経費配分変更承認申請書 (別記第2号様式)
- (2) 前項第2号の承認 事業内容変更承認申請書 (別記第3号様式)
- (3) 前項第3号の承認 事業中止 (廃止)承認申請書 (別記第4号様式)
- (4) 前項第7号の規定による報告 消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書(別記第5号様式)

(補助対象事業の交付決定前着手)

第6条 補助事業者は、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に補助対象事業に着手する場合は、 あらかじめ別記第6号様式による交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。 2 前項の規定により交付決定前着手届を提出した者は、知事から当該着手届を受理した旨の通知を受ける までは、補助対象事業に着手してはならない。この場合において、交付決定までに生じた損失等は、補助 事業者の責任とする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から10日以内とする。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、知事から要求があったときは、速やかに別記第7号様式による事業遂行状況報告書 を作成し、知事が定める日までに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

- 第9条 実績報告書の様式及びその添付書類は、別記第8号様式のとおりとする。
- 2 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日から起算して30 日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日とする。
- 3 実績報告書(年度終了に係る実績報告を除く。)を提出するに当たり、補助金に係る消費税等に係る仕 入控除税額が明らかなときは、当該消費税等に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の支払方法)

第10条 補助金は、知事が必要と認めるときは、概算払をすることができる。

(補助金交付請求書)

第11条 補助事業者は、別に知事が定める日までに、別記第9号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(暴力団の排除)

- 第12条 規則第4条の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が第2条各号に掲げる者に 該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。
- 2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けたものが第2条各号 に掲げる者に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決 定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第 18 条の規定により補助金 の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して補

助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が 別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) その他知事が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(書類、帳簿等の整備及び保存)

- 第14条 補助事業者は、補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書(別記第10号様式) を作成しなければならない。
- 2 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後 5年間とする。

(書類の提出部数)

- 第15条 この要綱の規定により提出する申請書等の提出部数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に 定める部数とする。
- (1)書面により提出する場合 3部(補助事業者の所在地が岐阜市である場合にあっては、2部)
- (2) 電子ファイルにより提出する場合 1部

(補助対象事業の表示)

第16条 補助事業者は、補助対象事業により整備した施設等に県補助金を受けて実施した旨を表示するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成18年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 岐阜県医療施設等施設整備費補助金交付要綱(昭和57年11月30日制定。以下「旧要綱」という。)は廃 止する。
- 3 この要綱制定前に廃止前の旧要綱の規定によりなされた平成18年度の補助金に係る行為は、この要綱の 規定によりなされた行為とみなす。
- 4 平成17年度分以前の予算に係る補助金については、なお「旧要綱」の例による。

附則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成19年度分の予算に 係る補助金から適用する。
- 2 平成18年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成22年度分の予算に 係る補助金から適用する。
- 2 平成21年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成23年度分の予算に 係る補助金から適用する。
- 2 平成22年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成24年度分の予算に 係る補助金から適用する。
- 2 平成23年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成25年度分の予算に 係る補助金から適用する。
- 2 平成24年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成26年度分の予算に 係る補助金から適用する。
- 2 平成25年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成27年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成26年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成28年度分の予算に 係る補助金から適用する。
- 2 平成27年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成29年度分の予算に 係る補助金から適用する。
- 2 平成28年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成29年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年度分の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和7年度分の予算に係る補助金から適用する。

補助金の名称	基準額	補 助 対 象 経 費	補 助 金 の 額
へ医点施備助き療病設費金地拠院整補	次に掲げる基準面積に付表1に定める単価を乗じて得た額 基準面積 (1)診療部門 1,000㎡ (2)医師住宅 一戸当たり80㎡ (2戸を限度とする。)	へき地医療拠点病院として必要な次の各部門の新築、増築及び改築に要する工事費又は工事請負費 (1) 診療棟(検査、放射線、手術部門(検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、廊下、便所、附属設備等)) (2) 病棟(病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房設備、附属設備等) (3) 医師住宅	経費の実支出額とを 比較して少ない方の 額を選定し、その額と 総事業費から寄附金 その他の収入額を控 除した額とを比較し て少ない方の額の範
へ診 施 備 助 地 所 整 補	次に掲げる基準面積に付表1に定める単価を乗じて得た額の合計額 基準面積 (1) 診療部門 ア 無床の場合 160㎡ イ 有床の場合 (7) 5床以下 240㎡ (イ) 6床以上 760㎡ (2) 医師住宅 80㎡ (3) 看護師住宅 80㎡	へき地診療所として必要な次の各部 門の新築、増築、改築(老朽度が著し いため、診療行為に支障を来している ものに限る。)及び改修(既存のへき 地診療所の改修を除く。)に要する工 事費又は工事請負費及び既存建物の買 収に要する経費 (1)診療所 (診察室、処置室、薬剤室、エッ クス線室、暗室、待合室、看護師居 室、玄関、廊下等) (2) 医師住宅 (3) 看護師住宅	経費の実支出額とを 比較して少ない方の 額を選定し、その額と 総事業費から寄附金
	ヘリポート1か所当たり 96,836千円	ヘリポート整備に必要な工事費又は 工事請負費	
休夜患タ設費金・急ン施備助	次に掲げる基準面積に付表1に定める単価を乗じて得た額 基準面積 (1)人口10万人以上の場合 150㎡ (特別に必要がある場合は、300㎡を限度 とする。) (2)人口5万人以上10万人未満の場合 100㎡ (特別に必要がある場合は、200㎡を限度 とする。)	な次の各部門の新築及び増改築に要する工事費又は工事請負費 診察室、処置室、薬剤室、エックス 線室、検査室、事務室、待合室、仮眠 室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房	経費の実支出額とを 比較して少ない方の 額を選定し、その額と 総事業費から寄附金 その他の収入額を控
病輪病 設費金	次に掲げる基準面積に付表1に定める単価を乗じて得た額 基準面積 150㎡ (特別に必要がある場合は、300㎡を限度とするほか、心臓病専用病室(CCU)を整備する場合は1床当たり(2床を限度とする。)15㎡、脳卒中専用病室(SCU)を整備する場合は1床当たり(2床を限度と	病院群輪番制病院として必要な次の 各部門の新築及び増改築に要する工事 費又は工事請負費 診察室、処置室、手術室、薬剤室、 エックス線室、検査室、待合室、仮眠 室、病室(救急専用病室・心臓病専用 病室(CCU)・脳卒中専用病室(S CU))、便所、玄関、廊下、暖冷房設	経費の実支出額とを 比較して少ない方の 額を選定し、その額と 総事業費から寄附金 その他の収入額を控 除した額を比較して

補助金の名称	基準額	補 助 対 象 経 費	補助金の額			
	する。) 15㎡をそれぞれ加算する。)	備、附属設備等	囲内			
	心臓病専用病室(CCU)を整備する場合は、次に掲げる基準面積に付表1に定める 単価を乗じて得た額 基準面積 15㎡×心臓病専用病床数 (2床を限度とする。)	心臓病専用病室(CCU)として必要な次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 病棟(心臓病専用病室、廊下、便所、暖冷房設備、附属設備等)				
	脳卒中専用病室 (SCU) を整備する場合 は、次に掲げる基準面積に付表1に定める単 価を乗じて得た額 基準面積 15㎡×脳卒中専用病床数 (2床を限度とする。)	脳卒中専用病室(SCU)として必要な次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 病棟(脳卒中専用病室、廊下、便所、 暖冷房設備、附属設備等)				
救急タ設費金教ン施備助	次に掲げる基準面積に付表1に定める単価を乗じて得た額基準面積 2,300㎡ (30床未満の場合は、1床当たり30㎡を減じるものとし、脳卒中専用病室(SCU)を整備する場合は、1床当たり(4床を限度とする。)15㎡を加算し、小児救急専門病床(小児専門集中治療室)を整備する場合は、1床当たり(6床を限度とする。)15㎡を加算し、心臓病専用病室(CCU)を整備する場合は、1床当たり(4床を限度とする。)15㎡を加算し、重症外傷専用病室(重症外傷用集中治療室)を整備する場合は、1床当たり(4床を限度とする。)15㎡を加算する。)	U)、記録室、処置室、診察室、寝 具倉庫、バルコニー、廊下、便所、 暖冷房設備、附属設備等) (2) 診療棟(検査室、エックス線室、 操作室、手術室、回復室、準備室、 浴室、診察室、廊下、待合室、便 所、暖冷房設備、附属設備等)	経費の実支出額とを 比較して少ない方の 額を選定し、その額と 総事業費から寄附金			
	ヘリポート1医療機関当たり 96,836千円	ヘリポート整備に必要な工事費又は 工事請負費				
	脳卒中専用病室 (SCU) を整備する場合 は、次の基準面積に付表1に定める単価を乗 じて得た額 基準面積 15㎡×脳卒中専用病床数 (4床を限度とする。)	脳卒中専用病室(SCU)として必要な次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 病棟(脳卒中専用病室、廊下、便所、暖冷房設備、附属設備等)				
	小児救急専門病床(小児専門集中治療室)を整備する場合は、次の基準面積に付表1に定める単価を乗じて得た額の合計額 基準面積 15㎡×小児救急専門病床数					

補助金の名称	基準額	補助対象経費	補 助 金 の 額
	(6床を限度とする。)	病棟(小児専門集中治療室、廊下、 便所、暖冷房設備、附属設備等)	
	心臓病専用病室(CCU)を整備する場合は、次の基準面積に付表1に定める単価を乗じて得た額の合計額 基準面積 15 ㎡×心臓病専門病床数 (4床を限度とする。)	心臓病専用病室 (CCU) として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟(心臓病専用病室、廊下、便所、暖冷房設備、附属設備等)	
	重症外傷専用病室(重症外傷用集中治療室)を整備する場合は、次の基準面積に付表1に定める単価を乗じて得た額の合計額 基準面積 15㎡×重症外傷専門病床数 (4床を限度とする。)	重症外傷専用病室(重症外傷用集中 治療室)として必要な新築、増改築、 改修に要する工事費又は工事請負費 病棟(重症外傷用集中治療室、廊 下、便所、暖冷房設備、附属設備等)	
	補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡×84,100円	救命救急センターとして必要な新築 及び増改築に伴う補強又は既存建物に 対する補強に要する工事費又は工事請 負費	
医設化整補	次により算定された額の合計額  (1) 精神病棟 ア及びイに掲げる基準面積(=ア+イ) に付表1に定める単価を乗じて得た額と、 ウにより算定された額との合計額 ア病棟整備 (7) 1床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ 1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数 (4) 1床ごとの病室面積を5.8㎡以上確保する場合 22㎡×整備後の整備区域の病床数 イ「医療施設近代化施設整備事業実施要網」の3の(1)の加算条件のうち⑩に該当する場合 (7) 整備区域の病床数を20%以上削減する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数 (4) 整備区域の病床数を20%未満削減する場合 15㎡×整備後の整備区域の病床数 ウ「医療施設近代化施設整備事業実施要網」の3の(1)の加算条件のうち⑪に該当する場合 15㎡×整備後の整備区域の病床数 ただし、整備を変換で変換で変換で変換で変換で変換で変換で変換で変換で変換で変換で変換で変換で変	患者サービスの向上等につながる次の 部門の新築、増改築及び改修並びに整 備に要する工事費又は工事請負費(第 5号アにあっては、別の負担金、補助 金等において別途交付の対象とする費 用を除き、工事費又は工事請負費と同	基準額と補助対象 経費で実立ないのでは、そのでは、そのでは、そのでは、そのでは、そのでは、そのでは、まずのではでは、まずのではでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まがでは、まずのでは、まがでは、まがでは、まがではでは、まがでは、まがではでは、まがではではではではではでは、まがではではではではではではではではではではではではではではではではではではでは

補助金の名称	基準額	補	助	対	象	経	費	補	助	金	の	額
	床)を限度とする。  (2) 結核病棟改修等整備事業 ア及びイに掲げる基準面積 (=ア+イ) に付表1に定める単価を乗じて得た額 ア病棟整備 (7) 1床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ 1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保 する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数 (イ) 1床ごとの病室面積を5.8㎡以上かつ 1床当たりの病棟面積を16㎡以上確保 する場合 22㎡×整備後の整備区域の病床数	(2) 約 診察 堂、 コニ	吉核病标 緊室、如 談話3	東改修等 20置室、 2012 2013 2013 2013 2013 2013 2013 2013	整備 記録 3	事業(注意、患力	病室、 者食 、バル					
	15㎡×整備後の整備区域の病床数  (3) 診療所 ア 承継に伴う診療所 次に掲げる基準面積に付表1に定める 単価を乗じて得た額 (ア) 無床の場合 160㎡ (イ) 有床の場合 240㎡ ② 6床以上の場合 760㎡  イ 改修等により療養病床を整備する診療 所 1床当たり8,257千円×整備後の療養病 床の病床数  (4) 療養病床療養環境改善事業 ア及びイに掲げる基準面積(=ア+イ) に付表1に定める単価を乗じて得た額と、 ウにより算定された額との合計額 ア 機能訓練室 1医療機関当たり40㎡ イ 患者食堂 療養病床1床当たり 1㎡ ウ 浴室 1か所当たり 24,138千円 ただし、特に知事が必要と認める場	室看暖入た備に室能ニ属 (4)	要命コビトゥー川一会 まかけい ひょうしょう かいましょう いまれ のでは 実施等 病の はいましま いきしょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう はい しょう はい しょう しょう しょう しょう しょうしょう はいまい しょうしょう しょうしょうしょう しょうしょう しょうしょうしょう しょうしょうしょう しょうしょうしょう しょうしょうしょう しょうしょう しょう	(うか備ユ女寮は迄 下と 床悬診系病、一修所、、浴、す 療者察線、附プ等(病患室便る 養食室室支膚、に外室者、更。 環堂	「	室郭 指索門祭 倉令 等 表 で 教 導養 を 室 談 庫 房 事 事	合便患等床く処室バ備(窓所者)を。置、ル、機を)、機コ附に能					
	にたし、特に知事が必要と認める場合は、48,283千円とする。 (5) 介護老人保健施設及び診療所病院又は有床診療所の病床の廃止(診療所を併設する場合に限る。)又は削減をし、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるために次に掲げる施設を整備する場合ア介護老人保健施設整備する介護老人保健施設の入所定員数(削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。)×1床当たり単価(1床当たり単価)新築8,528千円改築10,233千円改修4,264千円	7	介護老	<b>人保健施</b> 人保健	施設							

補助金の名称	基準額	補	助	対	象	経	費	補	助	金	の	額
	次に掲げる基準面積に付表1に定める 単価を乗じて得た額 基準面積 160㎡	師詰 房設	め所、 備、降	玄関、 対属設(	廊下 備、救	待合室、 、便所、 急患者撕 導室等)	暖冷					
地害病設費金災点施備助	<ul> <li>(1) 補強が必要と認められるもの((2)に掲げるものを除く。) ア イを除く工法により実施する場合基準面積 2,300㎡×84,100円 イ 補強を免震化工法により実施する場合基準面積 2,300㎡×92,510円</li> <li>(2) 耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する病院 ア イを除く工法により実施する場合基準面積 2,300㎡×399,800円 イ 補強を免震化工法により実施する場合基準面積 2,300㎡×439,780円</li> </ul>	及び増	改築に	1伴う神	補強又	て必要なは既存を費又はコ	建物に	基準額を選業のというでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ			はない ないで いる いる いる に を に を に に に に に に に に に に に に に	を の は を の と を で も た し こ の も
	備蓄倉庫 1医療機関当たり 56,113千円	備蓄 工事請		)整備(	こ必要	な工事費	費又は	経費	を で で して	支出	額と	を
	非常用自家発電装置 1 医療機関当たり 182,276千円	非常 に必要					は更新	額を選定し、その名 総事業費から寄附 その他の収入額を 除した額とを比較				     控
	受水槽 1医療機関当たり 167,974千円	受水 費又は			は更新	に必要な	工事	て少 3を 囲内				
	ヘリポート 1医療機関当たり 96,836千円	ヘリ は工事			備に必	要な工事	事費又					
	給水設備 1 医療機関当たり 78,989千円	給水 工事請		整備に	こ必要	な工事費	費又は					
	燃料タンク 1 医療機関当たり 36,426千円		補強等			燃料タン 事費又に						

補助金の名称	基準額	補 助 対 象 経 費	補 助 金 の 額
が施設整補助金	次に掲げる基準面積に付表1に定める単価 を乗じて得た額 基準面積 1,300㎡	がん診療施設として必要な次の各部 門の新築及び増改築に要する工事費又 は工事請負費 (1) 診療棟(診察室、検査室、エック ス線室、手術室、がん治療室等) (2) がん専用病棟(病室、診察室、処 置室、記録室、患者食堂、寝具倉 庫、バルコニー、廊下、便所等)	比較して少ない方の 額を選定し、その額と 総事業費から寄附金 その他の収入額を控 除した額とを比較し
特殊病 室 備 動 動 動	1 室当たり 79,531千円	特殊病室(無菌室)の整備に必要な工事費又は工事請負費	基準額と補助対象 経費の実支出額とを 比較して少ない方の 額を選定し、その額と 総事業費から寄附金 その他の収入額を控 除した額とを比較し て少ない方の額に 0.33を乗じて得た額 の範囲内
院外教主教育	1室当たり29,420千円とし、空調設備(空気清浄度クラス1万以上)を整備する場合は、37,469千円を加算する。	病院又は有床診療所の感染者のため の個室の整備に必要な工事費又は工事 請負費	基準額と補助対象 経費の実支出額とを 比較して少ない方の 額を選定し、その額と 総事業費から寄附金 その他の収入額を控 除した額とを比較し て少ない方の額に3 分の1を乗じて得た 額の範囲内
治設整補助施設費金	次に掲げる基準面積に付表1に定める単価を乗じた額 基準面積 (1)治験専門外来 100 ㎡ (2)治験管理部門 (事務部門、相談部門、その他) 75 ㎡	又は工事請負費 (1) 治験専門外来	基準額と補助対象 経費の実支出知をを 比較して少ない方額と 緩事業費から、高額金 その他ので、その額を 総事業の他のでである。 を を した額とを は で りない方の は の の の の の の の の の の の の の の の の の の

補助金の名称	基準額	補	助	対	象	経	費	補	助	金の	額
アス去備助公、除整補	1 ㎡当たり 56,600円 ×アスベスト等の除去等を行う壁等の延べ 面積		、ベスト は工事請		法等に	こ要する	工事	経比額総そ除て0.33	のし選業他たな及を実て定費の額いび乗り	と補助が を出額いたの いら、その というない とちの表で は で で で の で の で の で の で の で の で の で の	と方額金控し、調をのと
医設災 止整補助 整	補強又は防護壁の設置等が必要と認められるもの 1か所当たり 66,400千円	関とし 補強、	が災害危 に必要 既存建 設置等に	な新築物に対	及び増 する補	曽改築に 前強又に	に伴う は防護	経比額総そ除て0.33	のし選業他たな及を実で定費の額いび乗り	と補助に を は は は な な の の の の の の の の の の の の の	と方額金控し 調
有療スン一設費金 床所プク等整補 診等リラ施備助	当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じて得た額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は、(1)及び(2)に限り、1施設当たり2,460千円を加算する。  (1)通常型スプリンクラー対象面積1㎡当たり基準単価 24千円(2)水道連結型スプリンクラー対象面積1㎡当たり基準単価 23千円(3)パッケージ型自動消火設備対象面積1㎡当たり基準単価 28千円(4)消防法施行令(昭和36年政令第37号)第32条適用設備対象面積1㎡当たり基準単価 27千円	消火記要な工	プリンク 受備を含 こ事費又	む。)	の整備	前のため		経比額総そ除て分費較を事のし少の	のし選業他たない	とすか へいひと がない ない な	と方額金控し2
	自動火災報知設備を新設する場合 1 施設当たり 1,279千円		小火災報 二事費 又				うに必	経比額総そ除	のし選業他たな	と補助類 と補助額 かいる かいる を を を を を を の の に の の の の の の の の の の の の の	と方額金を変し

補助金の名称	基	準	額	補	助	対	象	経	費	補	助	金 の	額
医設震費金療等整補施耐備助		こ 00円 こ 00円 こ 10円 こ 20で第く 10円 る 教施 30円 E 800円 に 800円 よ 800円	施する場合 り実施する場合 値が0.4未満の 医療施設等(ウ る場合) ・値が0.3未満の 対急医療施設等を こより実施する場	築及び	増改築 る補強	に伴う	補強又	て必要には既存する。	建物	経比額総そ除て及費較を事のし少び	のし選業他たな付じ実て定費の額い表で	と支少しか収と方2得補出な、ら入をののた助額いで寄額比額調額	と方額金 をのと をがと と を を を を を を を を を も り 、 を も り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り
	看護師等養成所の (1) 補強が必要と認るものを除く。) アイを除く工法に基準面積 2,300m²×64,1 イ補強を免震化工基準面積 2,300m²×70,6	められる こより実 200円 Ľ法によ 20円	施する場合										
	もの 基準面積 2,300m <sup>2</sup> ×305, 地震防災対策特別 事が作成した5箇年 災上緊急に整備すべ アイを除く工法/ 基準面積 2,300m <sup>2</sup> ×84,1 イ補強を免震化コ 基準面積 2,300m <sup>2</sup> ×92,5	500円 措置法身 計画に短 き医療が こより実 00円 に法によ	第2条に基づき知 官められた地震防 値設の場合 :施する場合										

補助金の名称	基準額	補	助	対	象	経	費	補	助	金 0	額	
地暖策離場地	1 医療機関当たり 109,430千円		也球温暖化 二事費又(			多整備に	乙必要	経比額総そ除て0.整	のし、選業他たな及び	と支少しか仅と方付じ補出な、ら入をの表て助額いる寄額比額2得	と方額金 整にのをのと さっと 調	
医器室整補機理設費金	次に掲げる基準面積に付表1に定める を乗じて得た額 基準面積 80㎡	増改	医療機器で 女築及び 青負費					経比額総そ除て0.調費較を事のし少33整	のし、選業他たな及りでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この	と支少しか仅と方び乗内補出な、ら入をの付じ助額いそ寄額比額表て	と方額除を較に2をのとを変してのと	
非常用 電設備 及び 水設備	非常用自家発電設備 1 医療機関当たり 182,276千円		⊧常用自簿 要な工事∮	-			更新に	経費 比較 額を	の実 して 選定	と補助 支出ない し、そる	とを 方の の額と	
整業費金	燃料タンク 1 医療機関当たり 36,426千円	-	ド常用自領 スは補強領 負費	•								
	受水槽 1 医療機関当たり 167,974千円		受水槽整備又は更新に必要な工事費 又は工事請負費					基準額と補助対象 経費の実支出額とを 比較して少ない方の 額を選定し、その額と 総事業費から寄附金				
(注) 1	給水設備 1医療機関当たり 78,989千円 補助会の存付の対象となる建築面積が基	設備必要	給水設備整備(地下水利用のための 設備整備、受水槽増設又は補強等)に 必要な工事費又は工事請負費						て少ない方の額に0 を乗じて得た額の 囲内			

<sup>(</sup>注) 1 補助金の交付の対象となる建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。

<sup>2</sup> 算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

# 付表1 1平方メートル当たり単価

(単位:円)

7衣1 1平ガメートルヨたり単価				(単位・円)
			構造	
補助金の名称	種目等	鉄筋コンクリート造	ブロック造	木造
	病棟	484, 000	214, 000	_
へき地医療拠点病院施設整備費補助金	診療棟	484, 000	214, 000	_
	医師住宅	484, 000	214, 000	355, 000
へき地診療所施設整備費補助金	一般地区	484, 000	214, 000	355, 000
· C 地的原用地以正洲其間功业	豪雪地区	484, 000	214, 000	355, 000
休日・夜間急患センター施設整備費補助金		484, 000	214, 000	355, 000
病院群輪番制病院施設整備費補助金		484, 000		1
救命救急センター施設整備費補助金		484, 000		1
	病院	484, 000	214, 000	_
医療施設近代化施設整備費補助金	診療所(一般地区)	484, 000	214, 000	355, 000
	診療所(豪雪地区)	484, 000	214, 000	355, 000
がん診療施設施設整備費補助金	病棟	181, 600	158, 300	_
~ 70 PZ /// // // // // // // // // // // // /	診療棟	203, 000	177, 400	<u> </u>
治験施設施設整備費補助金	治験専門外来	484, 000	214, 000	_
11500000000000000000000000000000000000	治験管理部門	484, 000	214, 000	_
医療機器管理室施設整備費補助金		484, 000		

- (注) 1 上記の単価(以下「基準単価」という。) は、新築及び増改築に係る事業における補助金の算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。
  - 2 既存建物を買収する場合の買収費の単価及び費用については、知事が別に定める額とする。
  - 3 豪雪地区とは、豪雪地帯対策特別措置法 (昭和37年法律第73号) 第2条第1項に規定する「豪雪地帯」 及び同条第2項に規定する「特別豪雪地帯」とする。

# 付表 2 既存病床数の割合による調整(前年度3月31日現在)

既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合 (精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床及び一般病床の合計)	調整率
105%以上	0. 95
105%未満	1.00